

お客様本位の業務運営に関する取組状況

2024 年 12 月 31 日

日本バリュー・インベスターズ株式会社

当社は、2017 年 9 月に制定した「お客様本位の業務運営に関する基本方針」に基づき、お客様本位の業務運営を目指した取り組みを行っています。そのような取り組みを分かりやすくご報告するため、2024 年末までの具体的な取組状況を以下のとおり公表いたします。

1 お客様の最善の利益の追求

(1) 一貫した運用哲学

当社は 2005 年 12 月の創業、2006 年 3 月の投資プログラムの運用(2007 年 2 月末までの投資助言期間を含む)開始以来、当社唯一の運用サービスである日本株バリュー投資プログラム(以下、「当社投資プログラム」)の運用に全経営資源を集中させています。

当社は絶対リターンを追求した投資運用をしておりますが、お客様の参考情報として参考ベンチマーク対比で運用の成果をリスクとリターンの観点で分析しております。

当社の投資運用は短期的にリスクを大きくとって、より大きな投資リターンを追求するような投資スタイルではなく、バリュー投資運用哲学に基づいて長期にわたり、一定の投資ガイドラインに基づいて良好な投資リターンを追及する投資スタイルであり、そのような投資形態を選好するお客様にとって最善の利益につながるものと考えております。

お客様本位の業務運営の取組に関する評価指標

(2) 高度の専門性と職業倫理

当社は職業倫理を保持するため、毎年コンプライアンス部門において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全ての役員および従業員（以下、「役職員」といいます。）に対して投資運用業者として必要と考えられる教育(当局より公表される法令違反事例集の解説等)、職業倫理を含むコンプライアンス・マニュアルに関する教育等を複数回実施しております。

コンプライアンス教育実施回数 7 回 (2024 年 1 月から 2024 年 12 月)

(サイバー・セキュリティ/個人情報保護関連含む)

また、当社は高度専門性の維持・向上のため、自己啓発や外部セミナー受講を推奨しておりますが、当社グループ(常勤役職員計 15 名)における資格取得状況は以下のとおりです。

2024 年 12 月末現在

資格名称	取得者数（うち運用担当）
証券アナリスト（CMA）	7 名（5 名）
米国証券アナリスト（CFA）	2 名（1 名）
米国公認会計士（US CPA）	2 名（1 名）

（米国子会社の従業員を含む）

2 利益相反の適切な管理

(1)独立した資産運用

当社の大株主は英国籍のシルチェスター・パートナーズ・リミテッドであり、彼らの関連会社であるシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーはグローバル・バリュー投資運用戦略のため日本株へも投資しております。また、シルチェスター・パートナーズ・リミテッドおよび同社経営メンバーは当社の投資プログラムに投資しておりますが、あくまで当社投資プログラムをサポートしていることを投資家にアピールすること等が目的であります。当社の投資プログラムは大株主ならびに大株主の関連会社である他の運用会社の投資プログラムとは独立したものであり、彼らと個別銘柄に関する投資情報の共有を行っていないことや、当社の役職員が当社株式の過半数を保有していることから、大株主等が当社の投資判断に影響することはありません。

また、当社は関連会社のなかに銀行や証券会社などの金融事業会社が存在しない独立系投資運用会社であるため、当該金融事業会社の営業関係などによって投資先とのエンゲージメントや議決権行使などが影響を受けることは一切ありません。

(2)報酬方針

当社は、欧州規制に準拠した報酬方針を定めており、役職員が自己の利益を優先して過度にリスクを取る運用や業務運営体制を抑制するとともに、当社投資プログラムへの投資にかかわるリスクをお客様と当社役職員が共有し、利害の一致を求めています。そのため報酬方針において、在職期間中は、職位や役割に応じて当社投資プログラムまたは当社株式への一定の投資を毎年継続することを義務づけており、投資状況は以下のとおりです。

当社役職員による当社株式の保有状況（2024 年 12 月末現在）

当社役職員による当社株式保有割合	52%
当社株式を保有する役職員の割合	93%

（米国子会社の従業員を含む）

当社運用プログラムへの投資状況（2024 年 12 月末現在）

会社（利益剰余金からの投資）	18.0 億円
当社役職員	7.8 億円
合計投資額	25.8 億円

（米国子会社の従業員を含む）

(3)顧客管理体制

当社は現在、第三者の販売会社経由で当社投資プログラム(投資一任業務)のマーケティングを提供していないため、販売手数料がお客様に発生することはありません。

投資いただくお客様と当社の投資先が一致する場合、受託者責任を果たすことを優先することが法令上求められているため、個別のお客様の利益を優先した投資判断をすることはいたしません。今後、第三者である販売会社に販売委託する場合、適切に当社投資プログラムの情報を提供し、お客様のリスク選考との不適合を回避する努力をいたします。

(4)役職員個人の証券口座管理

当社は役職員による証券取引内容を把握するため、彼らが株取引を行う場合には事前にコンプライアンス部門による承認を受けることを求める手続きを定めております。当社投資運用プログラム上のポートフォリオ銘柄および投資候補銘柄に対する投資は禁止されており、四半期ごとに役職員に証券口座取引内容の提出を求めています。

(5)役職員による接待・贈答品管理

当社は、役職員が(潜在)投資家に対して法令等に抵触する過度な接待や贈答品を提供する行為や、サービス・プロバイダーとの間で過度な接待や贈答品の授受をする行為を禁止しております。このため、当社では四半期ごとに役職員から接待および贈答品の報告をすることを義務づけております。

3 手数料等の明確化

当社が運用する外国籍合同運用ファンドの運用報酬は目論見書等に記載されております。

す。また、セパレート口座の運用報酬の手数料率は契約資産額や契約形態等に応じて個別に協議決定するものとしております。

当社が運用する外国籍合同運用ファンド及びセパレート口座に係る株式売買手数料は執行手数料のみであり、リサーチ手数料は当社が負担しております。また、外国籍合同運用ファンドについては、当社が受領する運用報酬からカストディ費用等の各種サービス・プロバイダーに対する手数料を支弁するものとしております。

外国籍合同運用ファンド・・・2件（各ファンド内の受益者に対して同一料率）

セパレート運用口座・・・・・・2件（受託資産、形態により手数料を決定）

4 重要な情報の分かりやすい提供

(1)重要情報

当社の提供する以下重要情報は目論見書や投資一任契約に記載されております。

- a)金融サービスの基本的な利益、損失その他のリスク、運用報酬等
- b)運用ガイドライン
- c)金融サービスを提供するサービス・プロバイダーの一覧、手数料の負担者

当社は日本市場に上場されている株式をロングオンリーで投資運用しており、銘柄選択およびポートフォリオ構築の内容が重要と考えております。そのため、当該プロセスを重視した説明資料を作成し、当社の運用スタイルの理解を深めていただくことが重要と考えております。

(2)対象とする投資家の属性

当社が投資一任サービスを提供する対象者は主に「プロ投資家」であり、彼らは当社が提供する様々な情報をもとに投資判断を決定するため、投資の適合性等を当社が判断することはありません。

当社が販売活動に関与しないノミニエ経由の投資家は、基本的に彼らの投資コンサルタントが投資推奨する場合に投資をするため、当社は当該投資コンサルタントに対して投資運用情報を定期的に提供するものとしております。

(3)単一金融商品(投資プログラム)の提供

当社は単一の投資プログラム(日本市場に上場されている株式をロングオンリーで投資運用)のみを提供しているため、お客様のご要望に応じて複数の金融商品から選択してサービスを提供することはございません。

(4)お客様(見込みを含む)への情報提供

四半期ごとにお客様に送付するニュースレターで市場環境の説明やポートフォリオにおける主な寄与度上位、下位銘柄の状況、新規組み入れ銘柄、投資先企業との主なエンゲージメント状況、議決権行使状況などを詳細に報告しております。

その他、特定の投資家やコンサルタントに対しては、お互いに合意した報告項目及び頻度で定期的に報告するものとしております。

5 お客様にふさわしいサービスの提供

当社は主に長期の投資を選好する海外の「プロ投資家」(現地法令等の定義による)に対して投資運用サービスを提供しております。海外のお客様へのサービス提供およびマーケティングは当社が100%出資する米国子会社が各国で定められている法令諸規則の範囲内で対応しております。なお、米国子会社は、法令上、リテール投資家を相手とするマーケティングは禁止されているため、当社投資プログラムを推奨可能な投資家はプロ投資家(一定の範囲の富裕層を含む)となり、投資にあたりお客様の属性の確認をしております。

当社は米国子会社のクライアント・サービスやマーケティングの要請に応じて、投資プログラムの説明を行い、投資運用の内容について理解していただくよう努めております。

当社は関連会社の協力を得て外国籍合同運用ファンドの組成を2件実行し、現在に至っておりますが、主に大口投資が期待できる国や地域のお客様のニーズの変化に併せた新たな視点での金融商品につき、バックテスト等の分析を通じて商品化の可能性を別途検討しております。

なお、当社米国子会社における営業担当者は、米国のCFA協会認定アナリスト資格を保有しており、当社の投資運用グループから投資銘柄の運用に係わる情報提供およびコンプライアンス部門から法令関係情報の提供を随時受けているため、より正確な情報に基づいてお客様に営業活動を提供できるものと考えております。

6 役職員に対する適切な動機づけの仕組み等

(1)役職員の動機付け

当社は評価者と被評価者が年3回のミーティングを行い、各役職員の目標設定および達

成状況等を確認し、その評価内容等及び各人の役割・機能に応じて各人の報酬が適切に反映されるように努めています。

また、当社では株主と役職員間で明確な利益分配比率が定められているため、当社役職員が過度に経費支出することやリスクをとることを抑制する動機が働くものと考えております。このため、当社役職員は投資家であるお客様に対して良好な金融サービスを提供し受託額が増加した場合には、直接的に報酬増加の恩恵を受けることが出来るため、継続的に良好なパフォーマンスやサービスを提供するという動機につながるものと考えております。

さらに次世代の職員が中長期で当社に定着することを促すため、創業メンバー等が保有する株式を段階的に譲渡する仕組みを導入し、オーナー・マネージャー・カルチャーの醸成に努めております。

(2)販売関連従業員の業務支援・検証

米国子会社のマーケティング活動は手順書が作成されており、当社コンプライアンス部門が定期的に確認するとともに、内部監査部門もお客様との応答内容をサンプルベースで確認しております。なお、米国子会社はすべての国や地域でブローカー・ライセンス登録（登録免除含む）しているわけではないため、その活動は各国の法令で許容された範囲に制限されております。当社コンプライアンス部門は法令順守状況についてマーケティング資料の審査を含めてモニタリングしており、また月次コンプライアンス・ミーティングの議事録を提供する等の方法で新たな法令等の情報共有を行い周知に努めております。

以 上